

平成 26 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 通 信  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 玉村 剛 史  
(コード番号：9435 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 広 報 ・ I R 課  
T E L 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

(訂正)「株式会社京王ズホールディングス株式(証券コード：3731)に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

株式会社光通信(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)が、平成26年4月7日付「株式会社京王ズホールディングス株式(証券コード：3731)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「本公開買付けプレスリリース」といいます。)で公表した株式会社京王ズホールディングス(本社：宮城県仙台市、代表取締役：横江実、東証マザーズ 3731 以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関し、当社は、対象者の主要株主である佐々木英輔氏(対象者の元代表取締役社長。以下「佐々木氏」といいます。)及び佐々木氏が代表取締役を務める株式会社E・Sワン(以下「ESワン」といい、佐々木氏と併せて「本応募予定株主」と総称します。)との間で、本応募予定株主が所有する対象者株式の本公開買付けへの応募に関する平成26年3月26日付公開買付けへの応募に関する契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結しておりましたが、以下の通り、本応募予定株主から本応募契約の内容の変更に関する申入れを受け、これを応諾したことにより、本公開買付けプレスリリースの内容を下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

[訂正前]

(前略)

なお、当社は、対象者の筆頭株主である佐々木英輔氏(対象者の元代表取締役社長。以下「佐々木氏」といいます。)及び佐々木氏が代表取締役を務める株式会社E・Sワン(以下「ESワン」といい、佐々木氏と併せて「本応募予定株主」と総称します。)との間で、平成26年3月26日付で佐々木氏が所有する対象者株式850,500株(所有割合15.47%)及びESワンが所有する対象者株式695,500株(所有割合12.65%)の合計1,546,000株(所有割合28.13%。以下「本応募予定株式」といいます。)全てを応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株式のうち、佐々木氏が所有する対象者株式850,500株については、佐々木氏と日本証券金融株式会社(当時の大阪証券金融株式会社)の間の顧客貸付契約に基づく質権(以下「本質権」といいます。)が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことですが、本応募契約において本応募予定株主が所有する対象者株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのこと。また、対象者公表の平成26年4月7日付「株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、対象者の平成26年3月13日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で公表しているとおり、ESワン所有の対象者株式に対する質権設定手続をすすめる必要があり、その法的措置の一環として、ESワンが所有する対象者株式に

ついて、平成 26 年 3 月 13 日付で処分禁止の仮処分命令を申立て、同月 25 日付でかかる仮処分決定を得ていることから、当該仮処分決定が存在する状況では、ES ワンは本公開買付けに応募できない状況にあるとのことです。対象者プレスリリースによれば、対象者の方針としては、本公開買付けに賛同するという方針に伴い、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えており、対応を実施した際には、必要事項について速やかに開示する予定とのことです。本応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(後略)

[訂正後]

(前略)

なお、当社は、対象者の筆頭株主である佐々木英輔氏（対象者の元代表取締役社長。以下「佐々木氏」といいます。）及び佐々木氏が代表取締役を務める株式会社 E・S ワン（以下「ES ワン」といい、佐々木氏と併せて「本応募予定株主」と総称します。）との間で、平成 26 年 3 月 26 日付で佐々木氏が所有する対象者株式 850,500 株（所有割合 15.47%）及び ES ワンが所有する対象者株式 695,500 株（所有割合 12.65%）の合計 1,546,000 株（所有割合 28.13%。以下「本応募予定株式」といいます。）全てを応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。もともと、当社は、平成 26 年 4 月 9 日、本応募予定株主から、(i) 新規事業及び借入金返済のために資金が緊急に必要との理由から ES ワンが所有する本応募予定株式の一部である 500,000 株（所有割合 9.10%。以下「本売却株式」といいます。）を本公開買付けに応募せずに市場売却したい旨、及び、(ii) 本売却株式以外の本応募予定株式の応募の期限を、佐々木氏が所有する本応募予定株式と ES ワンが所有する本売却株式以外の本応募予定株式を同時に本公開買付けに応募するための事務手続を余裕をもって対応できるよう、本応募契約に定める本公開買付け開始後 1 週間以内（平成 26 年 4 月 14 日まで）から平成 26 年 5 月 15 日までに変更したい旨の申入れを受け、(i) については、下記のとおり対象者が本公開買付けに賛同していること、本公開買付け価格が対象者の従前の市場株価に一定のプレミアムを付したものであること等からすれば、本売却株式が本公開買付けに応募されなかったとしても、その他の対象者の株主の皆様の応募により、対象者を当社の連結子会社とすることが可能であると見込まれること、(ii) については期限を変更するものに過ぎず最終的な応募はなされる予定であることを考慮のうえ、かかる申入れを承諾しております。なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株式のうち、佐々木氏が所有する対象者株式 850,500 株については、佐々木氏と日本証券金融株式会社（当時の大阪証券金融株式会社）の間の顧客貸付契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことです。本応募契約において本応募予定株主が所有する対象者株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのことです。また、対象者公表の平成 26 年 4 月 7 日付「株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者の平成 26 年 3 月 13 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で公表しているとおおり、ES ワン所有の対象者株式に対する質権設定手続をすすめる必要があり、その法的措置の一環として、ES ワンが所有する対象者株式について、平成 26 年 3 月 13 日付で処分禁止の仮処分命令を申立て、同月 25 日付でかかる仮処分決定を得ていることから、当該仮処分決定が存在する状況では、ES ワンは本公開買付けに応募できない状況にあるとのことです。対象者プレスリリースによれば、対象者の方針としては、本公開買付けに賛同するという方針に伴い、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えており、対応を実施した際には、必要事項について速やかに開示する予定とのことです。また、本応募予定株主が本売却株式を本公開買付けに応募せずに市場売却する意向を有していながら、対象者が当該仮処分命令申立ての取下げに応じるか否かは、公開買付者としては明らかではありません。対象者が当該仮処分命令申立ての取下げを決定したことを公開買付者が知った場合には、公開買付者としてもかかる点を開示する予定です。本応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(後略)

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

[訂正前]

当社は、本応募予定株主との間で、平成 26 年 3 月 26 日付で本応募契約を締結しました。本応募契約において、当社は、本応募予定株主との間で、本応募予定株主は本公開買付けの開始後 1 週間以内に本応募予定株式を本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨を合意しております。なお、本応募契約では、当社による本公開買付けの実施以外に本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められておりません。

なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株式のうち、佐々木氏が所有する対象者株式 850,500 株については、本質権が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことですが、本応募契約において本応募予定株主が所有する対象者株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の平成 26 年 3 月 13 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で公表しているとおり、ES ワン所有の対象者株式に対する質権設定手続をすすめる必要があります。その法的措置の一環として、ES ワンが所有する対象者株式について、平成 26 年 3 月 13 日付で処分禁止の仮処分命令を申立て、同月 25 日付でかかる仮処分決定を得ていることから、当該仮処分決定が存在する状況では、ES ワンは本公開買付けに応募できない状況にあるとのことです。なお、当社は本応募契約を締結する時点においては、当該申立及び仮処分決定の事実を認識していませんでした。対象者プレスリリースによれば、対象者の方針としては、本公開買付けに賛同するという方針に伴い、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えており、対応を実施した際には、必要事項について速やかに開示する予定とのことです。

(後略)

[訂正後]

当社は、本応募予定株主との間で、平成 26 年 3 月 26 日付で本応募契約を締結しました。本応募契約において、当社は、本応募予定株主との間で、本応募予定株主は本公開買付けの開始後 1 週間以内に本応募予定株式を本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨を合意しております。なお、本応募契約では、当社による本公開買付けの実施以外に本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められておりません。但し、当社は、平成 26 年 4 月 9 日、本応募予定株主から、(i)新規事業及び借入金返済のために資金が緊急に必要との理由から ES ワンが所有する本売却株式を本公開買付けに応募せずに市場売却したい旨、及び、(ii)本売却株式以外の本応募予定株式の応募の期限を、佐々木氏が所有する本応募予定株式と ES ワンが所有する本売却株式以外の本応募予定株式を同時に本公開買付けに応募するための事務手続を余裕をもって対応できるよう、本応募契約に定める本公開買付け開始後 1 週間以内（平成 26 年 4 月 14 日まで）から平成 26 年 5 月 15 日までに変更したい旨の申入れを受け、(i)については、下記のとおり対象者が本公開買付けに賛同していること、本公開買付け価格が対象者の従前の市場株価に一定のプレミアムを付したものであること等からすれば、本売却株式が本公開買付けに応募されなかったとしても、その他の対象者の株主の皆様に応募により、対象者を当社の連結子会社とすることが可能であると見込まれること、(ii)については期限を変更するものに過ぎず最終的な応募はなされる予定であることを考慮のうえ、かかる申入れを承諾しております。

なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株式のうち、佐々木氏が所有する対象者株式 850,500 株については、本質権が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことですが、本応募契約において本応募予定株主が所有する対象者株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の平成 26 年 3 月 13 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で公表しているとおり、ES ワン所有の対象者株式に対する質権設定手続をすすめる必要があります。その法的措置の一環として、ES ワンが所有する対象者株式について、平成 26 年 3 月 13 日付で処分禁止の仮処分命令を申立て、同月 25 日付でかかる仮処分決定を得ていることから、当該仮処分決定が存在する状況では、ES ワンは本公開買付けに応募できない状況にあるとのことです。なお、当社は本応募契約を締結する時点においては、当該申立及び仮処分決定の事実を認識していませんでした。対象者プレスリ

リースによれば、対象者の方針としては、本公開買付けに賛同するという方針に伴い、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えており、対応を実施した際には、必要事項について速やかに開示する予定とのことです。また、本応募予定株主が本売却株式を本公開買付けに応募せずに市場売却する意向を有していながら、対象者が当該仮処分命令申立ての取下げに応じるか否かは、公開買付者としては明らかではありません。対象者が当該仮処分命令申立ての取下げを決定したことを公開買付者が知った場合には、公開買付者としてもかかる点を開示する予定です。

(後略)

以 上